内閣府令第 号

宇宙資源 の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律 (令和三年法律第八十三号) の施行に伴い、

並びに 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 (平成二十八年法律第七十六号) 第二十条第

項及び第二項の規定に基づき、 人工衛星等 の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則 0 部を改正

する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則 (平成二十九年内閣府令第五十号) の 一 部

を次のように改正する。

を付した部分のように改め、 次の表により、 改正前欄 に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線 改正 前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付 た規定

(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲

のは、これを加える。

に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書でに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号ま(変更の許可の申請等)	[5~7 略] 人工衛星を特定することができる情報 一人工衛星を特定することができる情報 二 前項第二号又は第三号の人工衛星 人工衛星の軌道その他の当該申請年月日	一 前項第一号の人工衛星 法第二十条第一項の許可の許可番号又は ニ 法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しな ニ 国が行う人工衛星の管理に係る人工衛星 三 国が行う人工衛星の管理に係る人工衛星 二 法附則第四条の規定に基づき法第二十条第一項の規定を適用しな 工衛星の区分に応じ、当該各号に定める事項は、次に掲げる人工衛星の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	る。 (人工衛星の管理に係る許可の申請等) (人工衛星の管理に係る許可の申請等)	改 正 後
に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書でに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号ま(変更の許可の申請等)	3	[項を加える。]	[項を加える。] (人工衛星の管理に係る許可の申請等)	改正前

て、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。類及び当該人工衛星の管理に係る同条第六項の許可証の写しを添え

3 [略]

内閣総理大臣に提出しなければならない。 当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、とするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び4 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしよう

(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等)

六項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならな二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第

[一~三 略]

- 大臣に提出しなければならない。

 及び譲渡人に係る第二十条第六項の許可証の写しを添えて、内閣総理とするときは、様式第二十三による届出書に、前項各号に掲げる書類2 人工衛星管理者は、法第二十六条第二項の規定による届出をしよう
- よる申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第六項の3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四に

て、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。類及び当該人工衛星の管理に係る同条第四項の許可証の写しを添え

2

よる許可証を再交付するものとする。 「管理に係る第二十条第四項の許可証を返納させた上で、様式第十八に 大工衛星管理者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星の 内閣総理大臣は、法第二十三条第一項の変更の許可をしたときは、

同上

3

内閣総理大臣に提出しなければならない。 当該人工衛星の管理に係る第二十条第四項の許可証の写しを添えて、とするときは、様式第二十による届出書に、変更事項に係る書類及び 人工衛星管理者は、法第二十三条第二項の規定による届出をしよう

(人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等)

い。

四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならな二十二による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第二十条第第二十七条 法第二十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第

[一~三 同上]

- 大臣に提出しなければならない。

 大臣に提出しなければならない。

 大臣に提出しなければならない。

 大臣に提出しなければならない。

 大臣に提出しなければならない。

 大臣に提出しなければならない。

 大臣に提出しなければならない。
- よる申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の3 法第二十六条第三項の認可を受けようとする者は、様式第二十四に

許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

[一~四略]

許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。よる申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第六項の4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五に

二 \ 四

略

5 [略]

(許可の取消しを行う場合の手続)

衛星管理者に通知し、当該人工衛星の管理に係る第二十条第六項の許二十条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工第三十一条 内閣総理大臣は、法第三十条第一項の規定に基づき、法第

附 則 可証の返納を求めるものとする。

(準備行為)

許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

[一~四 同上]

許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。よる申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第二十条第四項の4 法第二十六条第四項の認可を受けようとする者は、様式第二十五に

[一~四 同上]

[同上]

5

(許可の取消しを行う場合の手続

可証の返納を求めるものとする。
「中条第一項の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工第三十一条」の許可を取り消すときは、その旨を書面により当該人工第三十一条」内閣総理大臣は、法第三十条第一項の規定に基づき、法第

附則

(準備行為)

様式第十七の人工衛星の利用の目的及び方法の欄を次のように改める。

目的及び方法 □ 宇宙科学 □ 宇宙資源の探査・開発 (※) □ その他 () ※宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第2条第2号に 規定する宇宙資源の探査及び開発を目的とする場合	人工衛星の利用の	□ 測位 □ 通信・放送 □ リモートセンシング
□ その他(※宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第2条 規定する宇宙資源の探査及び開発を目的とする場合		宇宙科学
※宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第2条規定する宇宙資源の探査及び開発を目的とする場合		
規定する宇宙資源の探査及び開発を目的とする場合		
		規定する宇宙資源の探査及び開発を目的とする場合

様式第十八中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に改める。

附則

この府令は、 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律の施行の日(令和三年十二月

二十三日)から施行する。